

## 第 5 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 27 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 27 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3.平成 27 年 9 月 8 日 午後 1 時 22 分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番 立 石 昭 夫	2 番 竹 原 祐 一
3 番 岩 下 礼 治	4 番 谷 崎 利 浩
5 番 園 田 浩 文	6 番 菅 敏 徳
7 番 市 原 正	8 番 森 元 秀 一
9 番 河 崎 徳 雄	10 番 大 倉 幸 也
11 番 湯 浅 正 司	12 番 田 中 弘 子
13 番 五 嶋 義 行	14 番 高 宮 正 行
15 番 古 澤 國 義	16 番 阿 南 誠 藏
17 番 古 木 孝 宏	18 番 田 中 則 次
19 番 井 手 明 廣	20 番 藏 原 博 敏

### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長 佐 藤 義 興	副 市 長 宮 川 清 喜
教 育 長 阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長 和 田 一 彦
市 民 部 長 佐 藤 菊 男	経 済 部 長 吉 良 玲 二
土 木 部 長 伊 藤 繁 樹	教 育 部 長 園 田 羊 一 生
総 務 課 長 高 木 洋	福 祉 課 長 山 口 貴 生
農 政 課 長 本 山 英 二	建 設 課 長 阿 部 節 生
財 政 課 長 宮 崎 隆	教 育 課 長 日 田 勝 也
会 計 課 長 井 八 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 口 求
税 務 課 長 藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長 藤 田 浩 司
観 光 課 長 市 原 巧	住 環 境 課 長 古 閑 政 則
市 民 課 長 岩 下 ま ゆ み	人 権 啓 発 課 長 下 村 裕 二
まちづくり課長 佐 伯 寛 文	水 道 課 長 丸 野 雄 司
阿蘇医療センター事務局長 井 野 孝 文	内 牧 支 所 長 橋 本 紀 代 美
波野支所長 坂 口 英 昭	監 査 委 員 会 事 務 局 長 小 嶋 穂 寿 美

代表監査委員 佐 伯 和 弘

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二                      議会事務局次長 本 田 良 治  
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |                                       |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1  | 認定第 1 号  | 平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第 2  | 認定第 2 号  | 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 3  | 認定第 3 号  | 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 4  | 認定第 4 号  | 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5  | 認定第 5 号  | 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 6  | 認定第 6 号  | 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7  | 認定第 7 号  | 平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 8  | 認定第 8 号  | 平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 9  | 認定第 9 号  | 平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 平成 26 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について     |
| 日程第 12 | 認定第 12 号 | 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について            |
| 日程第 13 | 報告第 15 号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について                |
| 日程第 14 | 報告第 16 号 | 有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について            |
| 日程第 15 | 請願第 3 号  | 青少年健全育成基本法制定の為の請願書                    |
| 日程第 16 | 請願第 4 号  | 「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書         |

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、そして本日は監査委員の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議事に入ります前に、お知らせ事項がございます。本日議会終了後、全員協議会を開催することといたしましたので、急々ではございますが、議員の皆さんの出席をお願いいたします。

次に、総務部監査委員事務局より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

監査委員会事務局長。

○監査委員会事務局長（小嶋穂寿美君） おはようございます。

配布資料の中に誤りがございましたので、たいへん恐縮ですが、訂正をお願いいたします。

お手元に正誤表が既にお配りしてあるかと思いますが、配布してある資料の別冊 15、平成 26 年度阿蘇市一般会計、特別会計、企業会計、決算審査意見書・基金運用状況審査意見書の 4 ページでございます。

（表 3）財務分析比率の経常収支比率の算式欄の数字の訂正でございます。経常的経費「112 億 3,260 万 6,000 円」を「115 億 3,931 万 5,000 円」に、経常特定財源「25 億 6,727 万 2,000 円」を「26 億 2,711 万 8,000 円」に、また経常一般財源「98 億 1,283 万 3,000 円」を「98 億 1,425 万 4,000 円」に訂正をお願いいたします。

続きまして、52 ページ、企業会計の 11 行目でございます。「企業会計はその補助金を負債の部に計上」とありますところを、「企業会計はその補助金を剰余金の部に計上」に訂正をお願いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で監査委員事務局長の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速、議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第 1、認定第 1 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 12、認定第 12 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」までを一括議題にしたいと思っております。

なお、質疑につきましては、一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、日程第 1 から日程第 12 までを一括いたしまして議題とし、質疑につきましては一般会計、特別会計、企業会計に分けて行うことに決定いたしました。

日程第 1 認定第 1 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 26 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 26 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 26 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 10 号 平成 26 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 11 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 12 認定第 12 号 平成 26 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（藏原博敏君） それでは、平成 26 年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、これより会計管理者である会計課長の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（井 八夫君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第 1 号から認定第 11 号まで、決算の調整を行いましたので御説明をいたします。

認定第 1 号から認定第 10 号までの平成 26 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書につきましては、別冊 10 の水色の冊子になっております。認定第 11 号、平成 26 年度阿蘇市水道事業会計決算書については、別冊 11 となっております。

お手元に平成 26 年度の歳入歳出決算書実質収支に関する調書より抜粋と表記しました A4 サイズの横書きの資料を配布させていただいております。この表で御説明をさせていただきます。

ます。

まず、認定第1号「阿蘇市一般会計」です。単位は千円にいたしております。歳入総額189億2,863万1,000円、歳出総額179億2万6,000円、歳入歳出差引額10億2,860万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源で、継続費通時繰越額1,578万円、繰越明許費1億4,714万3,000円、自己繰越額500万円、実質収支額8億6,068万2,000円となっております。

続きまして、認定第2号から認定第10号までの各特別会計につきましては、その表に表示しております、御覧いただいております資料のとおりとなっております。

認定第11号「阿蘇市水道事業会計」につきましては、円単位で御説明をいたします。収益的収支については、収益的収入4億8,318万4,691円、収益的支出4億4,234万6,650円、当年度純利益4,086万8,041円となっております。

続きまして、資本的な収支でございます。資本的収入4億7,109万9,800円、資本的支出3億8,498万6,129円、収入・支出差引額8,611万3,671円となっております。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） ただ今の平成26年度歳入歳出決算につきましては、実質収支に関する調書を抜粋して説明されました。

次に、阿蘇医療センターの平成26年度の決算について、医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました認定第12号「平成26年度阿蘇市病院事業会計決算の認定」について御報告させていただきます。

平成25年度までは企業会計の一つといたしまして、会計課長より報告をしていただいておりますが、平成26年4月より地方公営企業法全部適用に移行して、会計処理も病院で行うようになりましたので、私のほうから報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成26年3月の定例議会で可決していただきました平成26年度阿蘇市病院事業会計予算書、当初予算ですが、その際御説明をさせていただいておりますが、平成26年4月より波野診療所の統合によりまして、本決算は波野診療所を含んだ決算であること、また法改正による地方公営企業会計基準の見直しを適用した決算であることを申し添えておきます。

さらに、平成26年4月から7月の4カ月間は旧病院、8月から27年3月までの8カ月間は新病院での診療実績でございましたので、これも事前に申し添えておきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、別冊12の決算書を御覧ください。まず、収益的収支ですが、決算書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書の中で御説明をさせていただきたいと思っております。まず、収益的収支のほうですが、たいへん申し訳ございませんが、ちょっとそれぞれの数字を御説明するという形になり

ますが、まず 1 の医業収益、数字の欄でいきますと真ん中の欄でございますが、9 億 4,776 万 4,617 円と、3 の医業外収益 4 億 7,887 万 4,146 円、5 の特別利益 8,450 万 9,149 円、これの合計しました 15 億 1,114 万 7,912 円が病院事業収益になります。

次に、費用のほうなんです、2 の医業費用 15 億 7,720 万 7,932 円ですね。それと 4 の医業外費用 1 億 3,601 万 3,051 円、6 の特別損失 5 億 6,008 万 9,740 円、この 3 つを合計しました 22 億 7,331 万 723 円が病院事業費用となりまして、収入から支出を差し引きました 7 億 6,216 万 2,811 円というのが当年度の純損失になります。当年度純損失、下から 4 段目でございますが、一番右端のほうですが、7 億 6,216 万 2,811 円が当年度純損失になります。その当年度純損失に前年度繰越欠損金が 5 億 6,370 万 6,467 円でございますので、それを加えまして公営企業会計制度の見直しに伴う未処理欠損金変動額 1 億 4,505 万 578 円を差し引いた結果、当年度未処理欠損金は一番下段の数字になりますが、11 億 8,081 万 8,700 円となっております。なお、今御説明しました公営企業会計制度の見直しに伴う未処理欠損金変動額、下から 2 段目でございますが、これにつきましては過去の建設事業に充当していた補助金等を、手順に沿って収益として計算した額になります。

続きまして、資本的収支でございますが、その前の 4 ページ、5 ページを御覧ください。それぞれの表の一番上段にあります列の決算額の数字になりますが、まず資本的収入が 25 億 1,772 万円でございます。次に資本的支出が 25 億 3,448 万 7,700 円となっております。この差引額ですが、1,676 万 7,700 円になりますが、この不足につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上、簡単でございますが、決算報告とさせていただきます。御審議、よろしく御願ひ申し上げます。

**○議長（藏原博敏君）** 続きまして、平成 26 年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに基金運用状況の審査意見を、阿蘇市代表監査委員に求めます。

代表監査委員、佐伯和弘君。

**○代表監査委員（佐伯和弘君）** 議員の皆さま、おはようございます。

それでは、平成 26 年度決算審査報告を申し上げますけれども、この報告書の 51 ページから 54 ページにかけて、私の思いを述べさせていただいておりますように、平成 26 年度決算はまさしく節目の年度でありました。

さて、あの思いがけない災害を経まして、今日までたどり着いた道のりは、行政、議会、職員の皆さま方には並々ならぬ御苦勞の連続であったことと衷心より御慰勞を申し上げる次第でございます。確かに状勢も 10 年経てば、良い方向に向かえば盤石たる自治体となりますし、慢心をすれば債務超過の自治体にもなりかねない節目の大事な年月であることは、皆さま御承知のとおりであります。

幸か不幸か、我が阿蘇市はその発展途上の折、未曾有の大災害に見舞われました。財政面でみる限り、歳入は年々目減りし、負債が反対に増加をしております。歳入が減少する中で歳出はもっと少なくなり、結果として 8 億 6,680 万円の黒字が生じました。実質収支率は 8.9%でありますので、このことは歳入である税金が完全には消化されなかったことを意味

いたします。と同時に、歳出面におきましても、災害復旧に対する支出が本来は国庫で賄うべき負担が、災害見通しの甘さや該当被害の見通しなどから、一般会計への繰出金で対応しなければならなかった等々、やはり大災害により負の部分が色濃く散見された決算でもありました。尤も人間の能力には限界があることもわきまえなければなりません。オールマイティの行政を望むことは、自然の成り行きでもありましようが、されど災害処理の膨大な件数を理解しますとき、その厳しい対応に懐の深さをもって理解することも、また必要であると存じます。

自治体の財政状況をみる比率としまして、4 ページに掲げております表 3 財務分析比率がありますが実質収支比率から実質公債比率の中、実質収支比率は 8.9%と、昨年度からしても 0.4%増加しております。この実質収支比率は 3 ないし 5%が望ましい比率であると、一般的にはいわれておりますけれども、このことは分かりやすくいえば、税金 100 万円の歳入をいただいて、市民の皆さま方に最大限の税効果をもった 95 万円から 97 万円の税金を使いましたということであります。残り 3 万円から 5 万円の余剰金、つまり黒字は次の期にまた有効に使わせてもらいますということでもあります。

今期は 8 億 6,680 万円の黒字でありました。一般の企業は黒字が多ければ多いほど留保資金も増加しまして企業安泰といえますが、自治体はあくまでも歳入を最大限に生かすことが肝要であります。阿蘇市が本来望むべき 3%から 5%の黒字である数値をキープするためには、平成 26 年度決算におきましては、消化しきれなかった歳出は 3%の場合、5 億 7,000 万円、5%の場合は 3 億 7,480 万円であります。つまり実質収支率の黒字は予算どおりにして執行されなかったか、見積もり以上に税収が増加したことを意味しますので、いずれにしても自治体にとっては望ましいことではありませんし、冷静に受け止めますと、歳入と歳出の均衡を保つということがどれだけ難しいかという証左でもあります。決算審査意見書に書きましたように、行政のためらい傷ともいえるトラウマの考慮は、このことを指しての意味であると認識いただきましたら幸いであります。

次に、経常収支比率は 90.8%であります。85%を超えると財政の弾力性なしと判断されますが、確かに阿蘇市の比率は悪くなっております。その要因は経常特定財源、つまり国庫支出金のうち義務教育費等国庫負担金、生活保護費国庫負担金、児童保護費負担金等の歳入以上に経常的経費が膨らんでいった結果、財政の硬直が進んでいったということにほかなりません。特に義務的経費であります扶助費 27 億 1,270 万円は、今後まだまだ増加の傾向にあります。従って、財政の硬直化は今後大きな影響を及ぼすことになるかと心配をしております。

ところで、この 3 年間の中で多くの償却資産が増えました。医療センターをはじめ、教育施設、インフラ設備、草原保全活動センター等々、起債対応したものにつきましては、もちろん市の借入金であります。従って、公債費負担比率、実質公債比率は大いに影響を及ぼす比率でありますけれども、全国基準に照らし合わせましても、健全な数値 8.6%を占めておりますので、一応安堵するところであります。

次に、企業会計でございますが、いよいよ医療センターも改善し、徐々に初期の目的に向

かって始動しているところであります。今期は公営企業法全摘によりまして、昨期までなかった営業外収益での利益額が大幅に変わりました。つまり長期前受金、退職積立金と、新会計法に基づく処理が、むすびにも書きましたとおりの結果となっております。この数値はあくまでも一過性のものであると同時に、今後も利益を追求する上で諸々の施策が管理者の双肩にかかってくることは必至であります。

いずれにしましても、10年の節目、災害後3年目の節目としましては、厳しい中でも健闘しているのではないかというふうに思慮するところであります。これも一重に、行政、議会、職員の皆さまそれぞれが、災害に立ち向かっていかれたパワーの結晶であり、それ故に今後三者の尊い経験をもとに、新しい11年目の新生阿蘇市を構築していただきたいと祈念申し上げまして、監査報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 佐伯代表監査委員におかれましては、たいへんお疲れでございました。

これより平成26年度阿蘇市一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに審査意見について質疑を行います。この議題の質疑については、一般会計の質疑、特別会計の質疑、企業会計の質疑に分けて行うことといたします。

なお、本件は御承知のように、会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従いまして、自己の委員会の件についての質問は御遠慮願いたいと思います。

それでは、最初に認定第1号「平成26年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定」について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 主要な施策の成果から3点質問いたします。一般会計分ですね。

まず、1ページの防犯灯電気料ですが、電気料の推移があまり下がっていないように思います。前回、前々回から見たときに。それで、LED化を進めていくというのが今後の課題になっておりますが、まず電気料が今までどういう推移をしていたのかということに対して質問いたします。そして、LED化のことについて、設備については今、形が区が設備をして、そして電気代を払うのが市だということになっております。そのことが原因でなかなか設備のほうが進まないのではないかと思うんですが、そういったところについてまず質問いたします。

第2番目の質問として、地籍調査96ページを質問いたします。地籍調査が波野地区ということですが、阿蘇町も含め、山とかはもう終わっているのか、これを質問いたします。

もう一つ、公民館活動について質問いたします。152ページです。公民館がどのように活動しているのかが今一分からないところがあります。地域内に報告がないと思われませんが、どういった報告の体制を取っているか。特にグラウンドゴルフとか老人の活動に偏っているのではないかと思います。そここのところの状況の報告をお願いいたします。

以上3点を、一般会計のほうに関して質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。



○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

まず、1 点目に御質問をいただきました主要な施策の成果の 1 ページについて御説明を申し上げます。まず、電気料の推移についてでありますけれども、平成 23 年度、1,206 万 9,000 円、平成 24 年度、1,279 万 7,000 円、平成 25 年度が 1,477 万 3,000 円、そして平成 26 年度が 1,726 万 9,000 円ということで、段階的に上がってきております。この元としましては、まず本数ですね。防犯灯の設置本数が平成 23 年の 3,379 本に対しまして、平成 26 年現在では 3,732 本ということで、350 件ほど増加しております。

また、単体当たりの電気料につきましても、御存じのとおり、東日本大震災の以降で電気料がどんどんどんどん上がってきておりますので、その単価も上がったということで、この結果になってきております。現在、阿蘇市としては合併以降、器具の設置、維持管理については、各地区の行政区でやってください、電気料のみ阿蘇市のほうで支払いますということで続けております。LED化を進めるために、27 年度の補正でありましたけれども、既存の蛍光灯、もう作られておりませんので、蛍光灯設備そのものが駄目になったときには、LEDの器具しかもう付けられない。そのための電気料の軽減のための手数料ということで、1 件当たり 5,400 円を予算措置いたしまして、現在 37 件の各行政区からの設置がっております。

しかしながら、3,700 本ある内の 37 件の申請、プラス自主的に変えられたところもありますので、LED化の率というのは非常に低いかと思っております。7 月上旬でありましたけれども、市長のほうから環境省にお話をさせていただきまして、環境省の事業に地域の防犯灯のLED化の事業があるということで情報を得ております。

このLED化については、熊本県内では2つの市、合志市と天草市がやっておりますので、今、実際行って、どういった事業なのかというのを把握すべく質問事項をまとめている段階にあります。まず、防犯灯の現状の調査をやった上で、その中で効果的に、当然、防犯灯の切り替えになりますので、市としての支出も出てきます。マイナス要因としまして電気料が安くなる、そのへんのところも含めたところで事前の調査を行った上で、これはOKということであれば、環境省のLED化の事業に取り組む、そういった方針でおります。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 96 ページの地籍調査事業について説明いたします。

ただ今の阿蘇市内の進捗状況としましては、現在、調査面積が 345.67 平方キロありまして、完了面積が 210.86 平方キロとなっております。全体的には 61.01%ということで調査を終えている状況でございます。先ほどお尋ねがありました一の宮地区、旧阿蘇町の状態につきましても、旧阿蘇町は 100%終わっております。一の宮におきましては、昭和 32 年から昭和 41 年まで地積調査を実施しておりまして、今休止状態ということで進捗状況は 23%でございます。現在の阿蘇市の状況は 61.01%で今完了しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 152 ページの阿蘇市公民館分館活動補助事業についての御質問

であるかと思えます。合併時から各小学校区の分館活動をお願いしていきたいということで、現在 12 の分館で活動をお願いしているところでもあります。御指摘のように、年齢が非常に高くなってきました関係上、高齢者の方の中心の事業が多いと思えますけれども、文化活動のそれで地域の行事あるいは伝承文化、それから健康増進関係、社会体育活動も含めて、それぞれ校区内の住民のニーズに即して公民館の分館活動をお願いしているところでもあります。

各事業の紹介につきましては、阿蘇市の広報の中でも、今、分館活動の紹介ということで、各公民館ごとに御紹介を毎月載せておりますので、活動につきましてはそれを御覧いただいて、それぞれ市民の方々に周知に取り組んでいるところでもあります。よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） まず、街灯の件ですが、街灯の件については区が設備をしないといけないということで、必要なところの要望が住民からあっても、区にお金がありませんということで、設置できない状況でもあります。また、電気については夜通し点いてて、結構、交差点は所管かどうか分かりませんが、点きっぱなしなので、3時か4時とか消してもいいんじゃないかとも思います。そういった意味で電気料は区がもつ、設備を市がするという形に変えたほうがいいのではないかと思いますけど、その点、お考えいただきたいと思えます。

それと、公民館活動については、公民館がありませんので、例えば坊中地区の方々に会議するとき、坊中公民館を使うときには無料で使えるんですが、地域の方と連合して、地域発展のための会合をしようとするときに、よその地区の者が入ると、公民館料を払わんといかんとか、そういった話になりますので、拠点となる公民館、どこか集会所を公民館の一応の拠点として決めていただいて、他の地区、碧水公民館なら碧水公民館の方々が集まるのであれば、無料といいますか、安く使えるような形の方針とかを出していただけないかとも思えます。

それと、地積調査については、先日災害があったときに、杵島岳の前のほうで事故があったところの河川の改修の工事があったんですが、そのとき工事が遅れた理由が、境目が分からなかったということを知ったので、山のほうまでされているのか、また後は工事のときに衛星で調べたやつとか、測量で調べたやつ、昔からいわれている境目、それが結構違っているという話も聞いていますので、そのあたりはきちんと整合性はもたれているのか、その点についてそれぞれもう一度質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 御質問いただきました。これまで合併以来、市のほうで電気料を払います、行政区のほうで維持管理をやってください、それに対して行政のほうで防犯灯を設置し、区のほうで電気料を払ったらどうか、こういった御意見でありました。やっぱり地域の安全というのは、当然、行政も守るべきでありますけれども、地域の人たちが自分たちの地域は守るのが当然だと思いますので、相応の負担をしていただいて、地域の中でこのへんが危ない、このへんが暗い、そういった地域については地域の中で話し合いを行った上で、地域の力としてお金を出し合って防犯灯を設置していただきたいというふうに考えてお

ります。例えば市が防犯灯を設置します、地区のほうで電気代を払ってください、そういった場合には考えてみると私の短絡的な考えですけれども、あそこもここもここも、ずらっと防犯灯だらけになってしまうんですね。世の中の流れとしては、節電をやろう、地球にやさしい環境を進めよう、そう言いながらも電気はどんどん使う。ちょっと今の市の方針、また合併のときにそれぞれこれについては旧阿蘇町は区が設置して、行政から設置を補助しますとか、旧一の宮、旧波野については、電気料のみを補助しますとか、そういった先輩方が試行錯誤しながら区長会あたりと協議してできた結果ですので、この今までの方針は貫いてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 公民館の分館の会場の使用料の件ですね。確かに館がない分館活動をお願いしているところもございますので、分館の役員さん、それから区長さん方と、また御相談させていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 御質問がありました件につきましてお答えいたします。

災害時にそういう地積調査が進んでいなかったのが、災害のそういう進捗に及ぼした影響が若干なりあったかというのは私たちも認識しております。今は、数値情報の座標でやっている一番最新の測量でやっておりますので、その当時は旧阿蘇町、一の宮もやった部分につきましても、その当時は一番最新の測量で、平板とかそういうのでやっておりましたので、現在の数値情報でしますと、若干なり狂いは出てくるかというふうに聞いております。

ただ今波野地区は地積調査をやっておりますけれども、波野地域が終わりまして、一の宮地区を調査するということになっておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ページの5ページ、6ページについて質問します。

関連がありますから、非常に乗合タクシーは、乗る方もタクシー運行する業者の方も喜んでおられます。ですから、この実績と逆に今度は6ページの補助金額の過去の金額が、過去3年ぐらいがどういうふうになっとるか、見るところ、あまり減ったようには感じませんが、その度合いがタクシーに払う金額と補助金に出す金額が格段に違いますから、もっと乗合タクシーを増やしたらどうかという観点から質問したいと思います。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 地方バスへの補助金につきましては、毎年増加しております。一番大きな要因は、お客さんが減ったというのもあるんですけれども、バスが非常に古くなって、その買い換え等がある部分、その年度については二、三百万、前年度より急に増えたりとかいう状況はあります。現在、バスについては朝6時半からと、昼間、それと夕方6時半、乗り込み調査をうちの課で実際バスに乗って、8月の後半から9月の中旬にかけて行っております。そういう中で予想していない乗客の方もいらっしゃいました。定期券を買っ

ている方は、ある程度予想がつくんですけども、雨が降ると阿蘇中央高校生、坂梨地区とか波野地区とかいうところが非常にバスに乗ってくるという形もありますので、単純に不採算路線を廃止しようかなと、今度補助金を減らすために考えていたんですけども、ちょっと待てよと、こういうふう非常に利用している方もいらっしゃるということで、今ちょっとそこをまた再検討しているところです。

逆に乗合タクシーは、今のところ、年間三百数十万の補助金です。菊池に出している深葉の分は除いてですね。この分については年々増えております、乗合タクシーにつきましては、今年の4月から新たに乙姫地区、それと古神の1区と3区に乗合タクシーを導入いたしました。これはもちろん地元からの要望もありますし、バス路線を廃止したところが乙姫です。

それと、古神の1区と3区はもともと公共交通、いわゆるこれがなかったところがございますので、人口も増えている関係で新たに導入いたしました。前、川端前議員からも御質問がありましたように、非常に好評を得ているので、ドア to ドア、いわゆる自宅まで迎えに来られて、また自宅まで送ってくれないかというような質問もありましたので、それについてはタクシー会社の御厚意である程度のところは対応させていただいております。

それと、今議員が言われましたように、今後やはりバスの補助金は増えている、乗合タクシーは300万円程度で今のところできているので、それ以上に乗合タクシーを導入していったらどうかという部分もちろん我々も考えておりますが、一応今の現時点では、公共交通機関につなぐ路線という形になっておりますので、市民の方々からは例えば永草だったら、永草から直接阿蘇医療センターに行けないかという要望もあっております。ただ、永草の場合は一度内牧に行って、内牧からバスに乗っていただくという形なんです。すべての路線がそういうパターンですので、これは公共交通だけで考えるべき事項ではないかなと。いわゆる福祉的な部分も含めた形で、総合的な公共交通機関で考えなければならないかなという形で今現在、先ほど一番最初に申しましたとおり、いろいろな調査を現地の中に入ってやっているとございますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） おっしゃることはよく分かります。もう1点、乗合タクシーで永水・尾ヶ石地域というのがずば抜けて利用頻度が高いようですが、これは便利がいいからですかね、人口があまり多いところではいように感じますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 前年比で比較しますと、永水とかも非常に多いんですけども、便利がいいというよりも、さっきもちょっと触れましたけど、中まで来てくれるんですよ、タクシー会社さんが集落の中までですね。家の近くまで来ていただけるという方と、それとお友達同士である程度利用される方が決まっていられるんですよ。乗合タクシーですので、本当は1人よりも2人、2人よりも3人で一緒に乗っていただいたほうがいいので、その割合が永水地区は多いということでございます。

○議長（藏原博敏君） 2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ページの79、農災関係で83まで、そこで一般会計財源がすべてな

くて、県独自の補助金でやられているということで、実際、農業自身が阿蘇の産業にとっては非常に重要な部分になりますので、この市の補助金を付けていただきたいとか、そのへんの状況を、今県単独の事業ではなく、同時に市の補助金も一般財源も付けていただくと、そういう形で考えていただけんかなということと、それからあと、119 の夢の湯の後の管理状態なんですけど、来年指定管理か、そういう形で移行していく協議会を設けていくと、そういうふうに説明書の中では表記されていますけど、実際、夢の湯というのは阿蘇の玄関になりますね。そういう形であくまでも市の直営で残していただきたいと、そういうふうに考えているんですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） すみません。今の質問の中で 79 ページと言われたものですから、79 ページのほうは一般財源を付けておりますが。全体的なハウスの施設園芸等の市の補助、多分、御質問についてはいろんな補助事業を取り組む中で市の単独補助というのをどういう形で補助するかという部分でよろしいかと思えます。今回の決算の中でもいくつかいろいろな事業をやっていますが、基本的なことにつきましては、半分補助というのを基本に置いております。県の補助がここに「くまもと稼げる」というのがいくつかありますが、3分の1補助でございます。それについては、非常に今、資材が高騰しておりますので、市のほうで6分の1を追加して、2分の1まで引き上げるということで、今させていただいています。

それから、生産総合とかのいろんな国の事業の 50%補助があります。これについてはもう高率の補助ということですので、市の補助は付けておりません。基本的に半分ぐらいまでは市のほうで支援をしていきたいということでございます。

それから、あと災害等になれば、また話は変わります。雪害、また降灰については、もう御存じだと思いますが、高率の補助の中で県の補助、市の補助も付けながら、高率補助でやっていっているということでございます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 119 ページの温泉センター夢の湯管理事業につきまして御説明をさせていただきます。今、2 番議員のほうから御質問がございました指定管理について、移行というふうな形の表記についてでございますけれども、実績から御説明いたしますと、平成 26 年につきまして、利用者数といたしまして 10 万 8,031 名というふうなことで、前年対比 6.4%の増加というふうな形でございます。歳入といたしまして 2,632 万 6,000 円強でございます、これにつきましても前年対比 10%の伸びというふうな形でございます。歳出といたしまして、業務委託料等々の経費でございますけれども、4,141 万 5,000 円強でございます、こちらのほうも前年と比較いたしまして 2.2%増加しているような状況でございます。差し引きといたしまして、26 年度につきましてが 1,508 万 9,000 円強の赤字というふうなことでございまして、こちらのほうが一般会計のほうから持ち出しているというふうな形でございます。25 年度につきましても 1,600 万円強の持ち出しがございまして、こういう状況からしまして、非常に観光客を含めまして市内の方々の利用につきましては、

非常に認知度をいただいております、円滑に利用していただいているというふうな状況でございますけれども、基本的に経営となりますと、なかなか持ち出しといったものが非常に多額になっているというふうなことで、併せまして施設の老朽化等々の維持管理経費もかさんでくるわけでございます。そういったところで現在、市内のお客さまが 200 円、それから市外のお客さまが 400 円というふうな入場料をしておりますけれども、こちらの料金改正も併せまして、指定管理のほうに移行したい。というのが、基本的に道の駅阿蘇と一体的な管理の部分も視野に入れながら、そういった施設を一体的に運営していくというふうな観点で、現在、将来的に指定管理に移行できないかというふうなことで、夢の湯検討委員会のほうで御審議をさせていただいているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4 番、谷崎君。

○4 番（谷崎利浩君） ちょっと議長にお尋ねします。一般会計について質問は 3 回で、特別会計 3 回、企業会計 3 回、あとは監査委員に 3 回できるんですよ。

○議長（藏原博敏君） 私の認識では、さっきそれぞれを 2 回されています、谷崎議員はですね。あと 1 回で申し合わせが 3 回に到達すると思いますが。あと 1 回はできると思います。

○4 番（谷崎利浩君） 私の認識では、それぞれ別々に議論するというふうに、議長が言われたと思いましたけど。

○議長（藏原博敏君） だから、3 回さっきされましたでしょう。それぞれの会計を 3 つずつ、2 回されました。

○4 番（谷崎利浩君） いえいえ、一般会計に関して 3 回しただけです。

○議長（藏原博敏君） はい。それでいいと思います。

○4 番（谷崎利浩君） じゃあ特別会計のほうに移ってよろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まだ今、一般会計です。

○4 番（谷崎利浩君） 一般会計の続きですね。はい、分かりました。じゃあ私はいいです。

○議長（藏原博敏君） ほかに一般会計について。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） まちづくり観光課にお尋ねします。

113 ページの空き家対策の件で、この前から我々も議論の中に入っておりますけど、せっかくだのでお尋ねしますが、3 年間補助を行うということでございますが、今までの経緯の中で 3 年以上続いているところがどのくらいあるのか。例えば、今回 31 件とありますが、3 年前は何件あって、その 3 年前 30 件あったとしますと、その方たちが 3 年以上続いている人はどのくらいおられるのか、そのへんをちょっとお尋ねしたいんですが。即答できませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。113 ページの商店街活性化事業補助、空き家対策事業でございます。こちらのほうは空き店舗の補助というふうなことございまして、過去の実績というふうなお尋ねでございます。平成 24 年

度につきまして、補助件数が 74 店舗でございます。このうち営業店舗が 54 店舗というふうな形になってございます。25 年度が 83 店舗の補助件数に対しまして、57 店舗の営業というふうな形でございます。26 年度につきましてが 96 店舗の補助件数に対しまして、65 店舗の営業というふうな形で推移しておりまして、基本的に 3 年間というふうな上限を設けさせていただいておりますけれども、約 7 割近くが 3 年以上継続して営業なさっているというふうな状況でございます。3 年以内におやめになる、廃業になるというふうな方も当然いらっしゃると思いますが、3 割以内に収まっているというふうな状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） ともすれば、貸し主との間の問題として、結局 3 年借りて、また次にすぐ移るといような状況下の中で、いろいろと見受けるところもございまして、そのへんの 70% 強ということであれば、まあまあの方かなというふうには思いますが、極力、定住化できるように御指導をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 答弁はよろしいですか。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問でございますけれども、現在、阿蘇市の商店街活性化事業の補助金取扱要綱なるものを制定いたしております。平成 17 年からの事業開始から、これまでその都度、改正等々をさせていただいております。こちらの中でも空き店舗という定義をもたせていただいておりますけれども、基本的に空き店舗の定義といたしまして、店舗が閉鎖あるいはテナントが撤去し、その後、入居営業が決まっていない状態の店舗というふうな定義をもたせていただいております。また、所有者が事業を続ける意志がなく、閉鎖したままの店舗をいうというふうなことでございまして、基本的に空き店舗期間、日数であるとか、そういったものの定義が現在ございません。そういったものも今後、補助金取扱要綱の改正あたりを視野に入れながら、商工会を含めた実行委員会等々で協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 121 ページのいこいの村について少しお尋ねしますが、これは第三セクターに 23 年に経営移譲をしておるわけでございますが、その後、いろいろ中山氏からすごく説明をいただきました。非常厳しい状況のようでございますけれども、昨年、26 年度が 702 万円決算が出ております。工事請負費として、ここに内容は内訳は書いてありますが、今後、先日説明がありましたけれども、だいたい中身は分かっておりますが、来年からはもうこのいこいの村施設改修工事等々の枠はなくなるわけでございますか、このまま、また何か市として助成をしていくのかお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 121 ページの阿蘇いこいの村施設不良箇所改修工事についての御質問でございます。今、議員、御質問がありますとおり、基本的に 26 年度につき

まして改修工事というふうなことで702万円計上させていただいております。実施をいたしているところでございますけれども、御質問のとおり、次年度、来年度等々にこういった枠を設けるかという、計上するかというふうな御質問だというふうに思っておりますけれども、今回、26年度で整備させていただいている分につきましては、平成25年10月1日以前に経営移譲する前に、不良箇所の点検を双方でさせていただいております。双方と申しましょうか、アグリスクエアと当時の憩いの村財団、それから市が三者で不良箇所の点検をさせていただいております。13カ所の不良箇所が判明しております。その中で5カ所を経営上不利益となる不良箇所、それから事故発生の可能性のある危険箇所につきましては、阿蘇市が対応するというふうなことで、今回こういった702万円の整備費用を使わせていただいたというふうな経緯でございます。今後につきましては6月の全員協議会等々でも中山社長のほうからおっしゃいましたとおり、基本的には現在、金融機関、それから国の活性化支援機構等々の投資、それから融資といったものを現在、資金調達に向けてさせていただいておりますけれども、若干、資金調達の用途といったものが遅れてございますけれども、そういったものも含めまして、基本的には基本協定と申しましょうか、そういったものの条項では基本的にはアグリスクエアさんのほうがそういった整備費用はもつというふうな形でございますけれども、風水害、台風等々の災害等に関しましては、市が当然負担するというふうな形になるかと思えます。こちらのほうは今後、資金用途が立った時点で、アグリスクエア、それから市とまた協議を進めながら、議会のほうに御説明をさせていただこうかというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

11番、湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 108ページの森林林業木材産業基盤、これに955万8,000円あります。これは確か4年に1回ぐらいの点検のあれですかね。一番最後に、5年に1回、検査点検が必要となる、それとまた工事が実施されるまでの間は定期的な損傷確認が必要である。また、工事が実施されるまでの間とありますが、今、その損傷具合とか、これはまずこの955万8,000円は点検だけの費用ですか。そしてまた、これは新たにどこか悪いところがあれば、また工事にいくらか要るとかいう、そのへんの説明をよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、108ページの波野の阿蘇望橋の維持管理について御説明をいたします。昨年、955万8,000円をかけまして詳細点検をしましたがけれども、この橋につきましては平成11年に建てたということで、その後、点検マニュアルというのを旧波野のほうで作っております。その中で点検の方法については、通常、日常点検ということで、月に1回程度、職員で見る。それから、定期点検ということで、年に2回ほど、また見ていくということでございますが、そのほかに詳細点検として、5年に1度程度の詳細の点検を行います。その中で5年後には目視点検を主としますが、10年後はやはり相当な詳細の点検をするということで、今回この点検をしたところでございます。橋の維持管理は非常に、木材なものですから、塗装もあります。塗装が平成15年と16年、また平成20



年、21年ということ、2年間やってきて、約1,000万円程度かけて塗装もやってきたところでございます。これから維持管理するには、今言った詳細点検でまず1,000万円程度かかります。5年とか、10年でですね。それから、塗装もしていかななくてはならないということで、非常に維持管理に経費がかかっているということでございます。今回こういうことで詳細点検の結果としては、やはり屋根の部分が腐食とかいうのは見あたらないということで、特段経費をかけて修繕をする必要はないという結果になっております。ただ、前回、平成21年度に塗装しましたが、またかなりかかっていますので、また今後は塗装を予算計上してやっていかなくてはならないというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終わります。お諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分より再開いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今より休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号「平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「平成26年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 国民健康保険事業についてお尋ねします。164ページです。

これについては、保険料が上がったということで、市民の関心が高いんですが、決算の額の内訳の中に前期高齢者給付金があります。後期高齢者のほうは分かるんですが、前期高齢者給付に対して、まず前期高齢者というのの年齢がどこからどこまでで、任意で入る分は皆がきちんと入ることになるのか。社会保険からの移行とかどういった形になっているのか、そういったことについてお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。前期高齢者というのは、65歳から74歳の方々のことをいいます。75歳からは後期高齢者ということで、それまで共済とか社会保険、健保組合等に扶養に入っていた方もすべてが後期高齢者制度に移行することになります。65歳から74歳の方々につきましては、国保の方がほとんどでいらっしゃいますけれども、中にはそういった健保組合等の扶養者であられる方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 国民健康保険が一部の方の保険なのか、それとも社会保険を通過した方も国保に入って、やはり御世話になるのか、そういった流れが私としては社会保険を納めていた方もいずれはどこかで国民健康保険に入っていくって、市民全体の問題ではないかと思うんですけども、課長としてはどういうふうに思われるか御見解をお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今の御質問にお答えします。日本自体が国民皆保険制度をとっております。公務員関係につきましては共済組合、民間企業におかれましては各健保組合等に所属されますが、自営業者あるいは60歳、65歳定年を迎えられましたら、そちらの企業等の健保組合から国民健康保険に移行することになっております。ですから、会社を辞められた方、あるいは年金生活者の方々等は、すべて国民健康保険に加入されることになっております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。3回目です。

○4番（谷崎利浩君） 審議会の中で、恐らく一般会計から補填するのは一部の人のことなのでできないとかいう話が出たのではないかと思うんですが、それで急な保険料の値上げということの決断になったと思うんですが、そのところで一般会計からも全体のこととして考えるという観点に立って考えるということをしたほうがいいのではないかというふうに思います。そこで、審議会自体の議事録というのは公開できるのかちょっとお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 最初の御質問ですけれども、運営協議会の中でさまざまな議論を行いまして、今回、調定額の1割程度を引き上げさせていただいた経緯がございます。ただ、その1割ぐらいでは、なかなか、基金も平成26年度、1億5,000万円取り崩しまして、ほぼ底をついた状態でありました中では、ただ一般会計からの繰入金につきましては、よその自治体では中には一般会計からの法定外繰り入れ等もされている自治体もございますけれども、まずはその受益者であります八千数百名の方々がいらっしゃいますが、まずはその特別会計内で努力をして一般会計からの持ち出し等がないように努力すべきだということが先決だということで、このような形になっております。

議事録につきましては、当然、行政手続のしかるべき手続を取られれば、公開できる部分はあるものと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、認定第2号から認定第10号までの質疑を終了いたします。

続きまして、認定第11号「平成26年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」及び認定第12号「平成26年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 病院会計について、ちょっとお尋ねをいたします。

まず、この表で見ますと、2 ページの決算報告書ですけれども、予算額、医業外収益の 5 億 4,400 万円余り、これが決算になって 4 億 7,900 万円になっております。これは当然、繰入金とか借入金などと思えますけれども、これが決算書とか財務表とか、貸借対照表の中でどこで見たらよく分かるのか。

それともう一つは、13 ページ、決算補足書類の中で概況の中で、業務量についてのこの説明が読むとなかなか私、理解できない部分が出てくる、数字は間違っていないと思います。しかし、この業務量について、もう一度正しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

まず最初の 2 ページ目の医業外収益の内訳等についてということで、その説明につきましては、決算書 34 ページ、35 ページを御覧いただければと思いますが、ここに医業外収益ということで、1 受取利息配当金から、その他医業外収益ということで、それぞれ内訳を計上させていただいております。大きなものとしてしましては一般会計繰入金 4 億 3,601 万 5,000 円、補助金 1,495 万 6,000 円というものでございます。

次に、13 ページの業務量についてももう少し詳しくということでもございましたので、これにつきましては 27 ページを御覧いただければと思います。27 ページに業務量ということで前年度の患者様の数とか、状況を記したものと、当年度ということで 26 年度のそれぞれ年延べ入院患者数、年延べ外来患者数の阿蘇医療センター分、波野診療所分とその合計数、それと病床数と病床利用率ということで、ここに数字を記載させておまして、その文字での表現といたしまして 13 ページの総括事項の中で業務量ということで説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 9 番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 内容については分かりましたけれども、今気がつきましたけれども、34 ページの一般会計繰入金 4 億 3,000 万円余り、ほかに借入金はなかったんですかね。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 借入金は 2 億 9,000 万円お借りしております。それは、この中では 11 ページになりますが、貸借対照表の中で負債の部というのがございまして、その 4 の固定負債に他会計繰入金の 3 億 3,144 万円と、5 流動負債の 3 他会計借入金 3,756 万円、これは 27 年度に償還すべき額になりますが、これを合計しました 3 億 6,900 万円の中に含まれております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7 番、市原正君。

○7番（市原 正君） 1 点だけ、11 ページの流動負債の中の未払金 1 億 5,000 万円ありますけれども、この内訳の説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） これにつきましては、一般会計とかでは出納閉鎖という期間が設けられておりますが、企業会計はぶつくり 3 月 31 日で会計年度が終了いたします。その関係で当然債務といたしましては 26 年度に今言う債務負担を起こしておるものの中で診療材料費とかいろんな医療関係の材料費、そういったものの支払いが当然未払いという形で会計上残るといふものが、この総額でございます。逆に言うと、診療報酬とかも、26 年度分の診療報酬も逆に言うと 27 年度に入つての歳入のあれは未収金ということで、それを未収金と未払いという形で会計処理をさせていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 14 ページに中程なんです、累計では前年度未処理欠損金が 5 億 6,300 万円、これは 25 年度までですね。それから未処理欠損金変動額というのがちょっと分からなくて、結果的には純損失 7 億 6,000 万円、26 年度末が 11 億 8,000 万円となりますけれども、未処理欠損金変動額を差し引くというのがちょっと分からない。これをお尋ねしたいのと、それから 27 ページ、病床利用率が今年度 42.3%になっています。目標率とそれから改善策を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 最初の質問になりますが、14 ページということで御質問がありました、7 ページを御覧いただきたいと思います。当初、決算書説明の中で説明させていただきましたが、損益計算書の中で医業損失、経常損失、当年度純損失ということで、こういう表記の仕方をさせていただいております。しかるべき、当たり前の話なんです、例えば医業損失ですから、これは三角は付いておりませんが、マイナス 6 億 2,900 万円のマイナスと、経常損失、これもマイナス 2 億 8,600 万円の損失、当年度純損失もマイナス 7 億 6,200 万円と。その下の欄の前年度繰越欠損金ですから、これも三角は付いておりませんが、マイナスの 5 億 6,000 万円と。本来、そういう表記の仕方をすべきだったのかというのがあるんですが、未処理欠損金変動額というのは、26 年度、公営企業会計制度の見直しがございました中で、過去の建設事業に充当していた補助金等を収益としていいよという経理上の措置がありました。これはプラスでございます。結果的に未処理欠損金のいわゆる累積赤字ですね。それには加算になるということでございますので、表記上は差し引くというような言い方をしたんですが、マイナスに 1 億 4,500 万円を足すということで、プラスして累積欠損は 11 億 8,000 万円のマイナスであるということでございます。

それと、27 ページの病床稼働率の件なんです、これにつきましては、26 年度は開院を前にいたしまして、入院患者様をできるだけ引越しの際の危険リスクを回避するために、ほかの病院にお願いしたり、お家に帰っていただいたり、施設に帰っていただいたりしております。その関係で一番最悪なときが 26 年 7 月、稼働率が 24.1%と、そこまで下がりました。その関係で新病院になりまして、かなり入院患者様が増えまして埋まってきたものの、

年間を通して計算したときには 42%だったということでございます。現在、27 年度におきましては、単年度の目標としてまず 70%台から 80%台を今目指してやっておるところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

16 番、阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） お尋ねします。開会の冒頭に市長のほうから諸般の報告がございました。その中で阿蘇医療センターについて触れられております。その文章の中で、この 1 年間で急性期の脳疾患、脳梗塞あるいは心臓、心筋梗塞に値する数値が、脳梗塞の治療が 10 件、それから心筋梗塞の治療が 25 件と、合わせて 35 件あっております。その中で入院収益ということで 5 億 1,000 万円ほど上がっておりますが、私もそういった経緯が、患者になった経験をいたしておりますので、この収益に対する、いわば医療センターを開院するために、この脳疾患・心疾患を大きな重要課題として取り組むという基本的な考えがございましたので、この収益に対する比率というのはどれくらいか。

それからもう一つ、この広域圏、阿蘇市だけでなく、小国、南小国、それから南郷谷、そういった方もこういった患者さんの受け入れはなされておるのか。これは広域消防で救急車で当然搬送されますが、そういった割合がどのくらいあるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

たいへん申し訳ございませんが、まず急性期の病院の部分で、件数につきましては諸般の報告なり、今申し上げていただいたとおりなんですけど、収入に対する割合というのは、申し訳ございません、数字をまだ掴んでおりませんので、分かり次第、御報告させていただきたいと思います。

それと、救急車の搬入につきましても、ちょっと手持ちでございませませんが、顕著に現れ出したのは、南郷谷から来る件数が飛躍的に増えたというのがございます。今まででいえば立野からも熊本市内のほうに向かって行っていた救急車が阿蘇医療センターのほうに向かって、今は来ていただいているということでございます。また、当然ですが、小国郷エリア、そちらあたりからも救急搬送はあっております。また、その詳細な件数も後でお知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 阿南誠藏君。

○16 番（阿南誠藏君） 私たちも医療センター、非常に期待をいたしておりますし、私もそういった経験がございますので、地域の医療、阿蘇地域全体の医療のためにぜひ頑張りたいと思っておりますし、さらには私の親戚にもこの脳疾患で緊急入院いたしました、命を取り留めたということもございましたので、今後も頑張りたいと、かように思います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ありがとうございます。病院建設の初期の目的でありました救急医療の再生ということで、心疾患・脳疾患の急性期を担うということで、その効果は如実に現れていると思います。また、今回、来週 16 日に議員の皆さま方が阿蘇医療センターのほうに施設見学にお見えになるということで、その際、事業管理者である院長のほういろいろ、先ほどの救急搬送の件も含めて詳細な御説明もしていただけたらと思っておりますので、数字はその前にお知らせしたいと思いますが、その節にもきちんとした説明をさせていただくということを予定しております。よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 3 つほど質問いたします。

減価償却費のことですが、6 ページの減価償却費、(4)の 6,700 万円と、資産のほうの減価償却費累計額がかなり違うように思うんですが、建物を建てて、初年度だから同じになりそうなんですけど、ここらへの関連性と、監査の 52 ページでは減価償却費は営業外収益として上げられると書いてありますけど、この営業外収益というのはこの 6 ページ、7 ページのどのあたりになるのか、減価償却についての質問を一つと、それとあと他会計負担金、6 ページの営業外収益の他会計負担金の 4 億 3,600 万円の内訳、それと 11 ページの企業債 32 億 3,300 万円、何本かあると思うんですけれども、これの償還の開始年度と金利、期間、元金均等か元利均等か、そういった債権に関する詳しい説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 御説明したいと思います。

6 ページの医業費用の中の減価償却費、4 番ですね。6,778 万 4,000 円なんですけど、その内訳につきましては、43 ページに記載のとおりでございます。

損益計算書の減価償却費と、貸借対照表の減価償却費ですかね、それは財務処理の関係でそういった規定の措置をしておりますので、数字の差異はあると思っております。また、そこはまた別に御説明させていただきたいと思っております。

次に、6 ページの他会計負担金の内訳ということで、26 年度、4 億 3,601 万 5,000 円ということで、一般会計のほうから繰入金をいただいております。このうち当初予算のほうでも計上させていただきました 2 億 1,030 万 1,000 円は、これにつきましてはいわゆる政策医療といたしまして、公立病院を設置している自治体ということで、交付税の裏付けがあるということで、救急、感染症、災害、へき地診療所、そういった不採算部門を担うということに対しまして、一般会計のほうからいただいております繰入金と、3 月議会の中で御説明をさせていただきましたが、2 億 2,571 万 4,000 円、これにつきましてはいわゆる経費補填ということで一般会計のほうからいただいた繰入金でございます。

3 番目の起債につきましては、26 年度末残高で病院建設事業債といたしまして 32 億 5,570 万円が年度末の残高でございます。これにつきましては借入年度も違っておられますし、利率も違うやに思っております。元利償還という形で償還をさせていただくということになっておられますし、ちなみに 27 年度の償還予定といたしましては、すみません。54 ページに

その 32 億 5,570 万円の内訳が書いてございます。失礼いたしました。ここにそれぞれの借入額と利率と書いてございますので御覧ください。それで、ちなみに 27 年度といたしましては、このうち元金で 2,257 万 5,000 円、利息で 4,361 万 5,000 円、計 6,619 万円を償還するというので予定をしております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 債権については、また後でゆっくり見ます。

まず、収益の件ですが、監査の 52 ページの報告には、平成 26 年度の大幅な赤字は過渡期の一過性のものであると認識すべきであると書いてありますが、私はこの認識は違うのではないかと思います。7 ページの 2 億 8,600 万円の赤字の上に、一般会計の繰入金の中の交付税に入らない分が 2 億 2,500 万円、これは累積欠損を根拠として持ってきていると聞いておりますが、合わせると 5 億円ぐらいなと思います。監査の意見では、職員退職の積立金を根拠に一過性のもので書いてあるように感じますが、特別損失とかを計上する前に、経常損失で 2 億 8,000 万円あって、他会計負担金の 2 億 2,500 万円を足せば、だいたい 5 億円ぐらいになります。その 5 億円の赤字というものは、やっぱり大きなものであると思いますが、監査のほうから、すみません、一過性と認識すべきものであると書いてあるその根拠を、またほかにもいろいろあるのか御説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 御説明を申し上げます。

平成 26 年度の決算は、あくまでも公営企業法全適の決算でありまして、25 年度までは、要するに決算の内容が全然違います。今期は特に今ほど御質問されました退職積立金、これは費用対効果、通常は毎年毎年、積立金として計上するべき費用でございますが、今までそういう退職積立金をしておりませんので、今回、新会計法に基づきまして、今までの過去の数値を全額上げた結果として、5 億円ぐらいの退職積立金繰入で、これが特別損失になっております。

それと、先ほどお話がありました減価償却資産が一方では利益になるという御説明がありました。この要因は普通、固定資産を購入するときには、全額自己負担であればそのままの減価償却になりますけれども、国庫から補助金がありましたときには、その部分はいわゆる剰余金として積み立てております。そして、減価償却資産が完璧に償却してしまった時点で、その剰余金から営業外収益として算入しております。それがいわゆる初めて今回上がりまして長期前受金戻入、このことでございます。ですから、一時に新会計法に基づきまして水道事業、病院企業ともどもにその新しい会計法を取り入れましたので、いっぺんにしわ寄せが来たというような状況であります。今後は当然、毎年毎年適切な積立金をしていきますので、もちろん費用は出てきますけれども、今回のような何年も含めた全体のトータルで上がることはありませんので、そういう意味合いで一過性というふうに申し上げました。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。3 回目です。

○4番（谷崎利浩君） 監査の説明では、私は経常損失の時点で赤字があるということをお伝えしたので、この退職金引当金ですね、これはその他の特別損失のほうに計上されておりますので、それはちょっと違うと思います。

それと、長期前受金戻入は1,200万円ぐらいですから、この5億円の赤字に対しては、それほど影響はしていないと思います。そういう意味でこの監査の書かれている退職金引当金の繰り入れとかを理由にして、一時的なものであるということは多少違うのかなと思うんですが、今後、病院が患者さんも、病院収益が24年度の状態に戻ってきておりますので、6月、7月の時期もありましたので、来年度もっと収益を頑張っ、このプラスしたところの5億円が少しでも3億円ぐらいに縮まるように頑張っ、いただきたいと思っ、います。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

谷崎委員がおっしゃったように、経常損失が2億8,000万円の赤でした。これはおっしゃっていただいたとおり、3月に一般会計のほうから2億2,500万円を繰り入れをいただいた上でのこの2億8,000万円の赤だということ、当然それをいただかなければ、その額は増えるということ、ござ、います。もちろん言い訳的にも聞こえ、ると思っ、うんですが、その上の医業損失がマイナス約6億3,000万円、問題はここにあるということ、ござ、います。一応4月から病棟管理のできる常勤の先生が7名いら、っしゃ、った先生が3名お辞めになっ、て、4人になっ、たと。さらにその4人のうちのお一人の永吉先生が新カテの研修に新東京病院のほうに3カ月間行かれたということ、先ほど申し上げましたように、入院制限をしたという、う、なことで、結果としま、して医業損益がこのような大きな数字が出た。これは事業管理者はもとより、病院職員みんな重く思っ、ておっ、ります。必然的ですが、現在いろいろ手、を、いろ、んな方策を考、えながら、収益の増を目指して努力をしておっ、りますので、そういう言い方、で、いいか分かりませ、んが、議員の皆さま方も患者様を御紹介していただくと、か、病院の売上、に、病院を育て、るということ、いろ、いろお力添、えいただければと思っ、ておっ、ります。他力本願ではいけませ、んので、きちん、と職員全体、現状を重く受け止めて一生懸命努力を継続してやらせ、ていただ、きますので、今後ともよろしくお願、い申し上げま、す。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないよう、です、ので、認定第11号及び認定第12号の質疑を終わります。

#### 日程第13 報告第15号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第13、報告第15号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といた、し、ます。

最初に、財政課長より説明を求め、ます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきます報告第15号になります。



別冊の議案集の 41 ページをお願いいたします。

報告第 15 号、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、その表の 1 番でございます。健全化判断比率の表を御覧いただきたいと思っております。実質赤字比率、それと連結赤字比率につきましては該当がございません。

次の実質公債比率につきましては、前年より 0.8%下がって 8.6%という形になっております。

一番下の将来負担比率につきましては、逆に前年より 34.5%増えまして、90.8%となっております。これにつきましては、病院事業債、これが新しく増加したことと、元金臨時交付金という部分がございます。この部分が減少になったことにより、将来負担比率というのが増えた形になります。ちなみに、将来負担比率というのは、すべての会計ですね、阿蘇市の一般会計、特別会計、企業会計、それと阿蘇広域の将来の部分、負債の部分、そういうのもすべて入ります。

次に、下の表でございます。2 の資金不足比率につきましては、3 つの会計とも該当がございません。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、代表監査委員より審査意見の説明を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） それでは、平成 26 年度阿蘇市財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について御報告を申し上げます。

この健全化判断比率等は、夕張市の経営破たんを契機に、平成 21 年度から施行されたものであります。従いまして、一般会計のみならず、公営企業や外郭団体、一部事務組合、広域連合等々を網羅した大規模な財政結合の仕組みであります。その基金となります 4 つの指針は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であります。幸いに阿蘇市は赤字という財政上のレッドカードは生じておりません。ですから、何ら問題ありませんと申し上げたいところでございますが、実はこの財政健全化判断比率は、行政にとりまして最も心を配らなければならない予算執行上の、ある意味足かせにもなる性質のものであります。夕張市は箱物を多く造られた挙げ句、一般会計の基金を食いつぶして経営破たんに至りました。つまり行政執行者の無計画な施策から端を発した経営破たんは、どこの自治体でも起こり得るということでもあります。

歳入は、市民のために最大限有効に費やされるべきであって、一部の利益誘導のみに走っていけば、必然的にその結果は火を見るより明らかとなります。その観点から、確かに多くの構造物を阿蘇市は構築いたしました。阿蘇市民にとって必要なものであるという認識の下、それぞれの数値も安心する数値でありますので、ひとまず安堵するところであります。

最後に、せっかく早期健全化基準が示されておりますので、阿蘇市が万が一レッドカード

を受けるといふ数字を申し上げたいと存じます。1 の実質赤字比率の早期健全化基準は 13.39%でございますので、赤字が 12 億 9,380 万円のとときであります。22%の余裕とは 21 億 5,448 万円赤字になったときであります。2 の連結実質赤字比率につきましては、基準数値が 18.39%ですので 17 億 7,692 万円の赤字、43.19%の余裕とは 41 億 7,320 万円の赤字を示したときとなります。3 の実質公債費比率、4 の将来負担比率におきましても、早期健全化基準を大きく下回っておりますので、是正改善を要する事項はないというふうに判断をいたしました。

以上をもちまして、報告に代えさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 説明を終わります。質疑はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） お尋ねします。指標としては、非常にいい指標であると思います。ただ、この 4 指標はいいんですけれども、実際事業を行っていく上で道路維持管理費が 2,000 万円、当初予算だったりとかする中で、使っていく上において何で結構窮屈だったりするのか。あとは、これは全部分母が標準財政規模になっておるとお思いますので、人口減少とかそういったのも含めて、将来的に標準財政規模がどの程度になっていくかとかいうのは影響があるのかどうか、その 2 点をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。ちょっと総論で申し上げたいと思いますが、各年度の予算につきましては、やはり現金ベースを伴いますので、実際、数値上のその年度年度の結果に基づいた数値と、現在の資金の動き方によっては若干誤差がありますので、そのへんで予算編成上厳しくなるというのは出てまいります。ただ、さっきの数値の中にありました将来負担比率とかそういう部分につきましては、もちろん私どものほうも決して安堵はしておりません。やはり将来にわたる借金というものを抱えておりますので、身の丈に合った、阿蘇市が返済できる範囲内の起債を起こすということを基本にしております。

標準財政規模につきましては、現在の数値から若干減ってくる可能性はあります。それはやはり交付税が今後減っていくという部分でその分はなります。それと、先ほど言われたように、人口も減ってくれば、その分交付税に反映されます。今年、国勢調査がございます。この数値が 5 年間、来年から使われますので、その部分は十分影響があります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。午前中、あと 2 分ほどございますが、午前中の会議をこのへんでとどめたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を 1 時から再開いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今より午後の会議を開きます。

日程第 14 報告第 16 号 有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（藏原博敏君） 日程第 14、報告第 16 号「有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

経済部まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今議題とさせていただきました報告第 16 号、有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類の提出について御説明をさせていただきます。

別冊の 13 でございます。まず、提案理由といたしまして、本件は地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、有限会社神楽苑の経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

内容につきましては、別冊 13 でございますけれども、先般の全員協議会によりまして、営業実績並びに財務につきましては、詳細にわたりまして有限会社神楽苑さんのほうから説明をいただいております。

内容につきましては、神楽苑本体につきましては、売上高前年比で 94.4%と大きく減収となりまして、平成 25 年度に引き続きまして 2 年連続の赤字といったところになってございます。会社といたしまして、基本的には 26 年度中に阿蘇市の保有株式のほうを波野振興株式会社のほうに株式譲渡いたしまして、年度中に民営化の実現が図られてきておるところでございまして、今後につきましては民営化になりましたところの中で利益を少しでも確保していくといったところが必要になってくるというふうなことでございまして、今後につきましては新たに各種イベントなどを積極的に企画しまして、SNS 等を活用した広報、それから宣伝公告等についてもしっかり行ってまいるというふうな報告がなされてございます。

それから、赤字部分の点検というふうなことで、重点的に見直しを行っていくというふうなことで、そば処、それからそば加工品等のメニューの見直しでございますとか、店内のレイアウト変更等によりまして利益率、それから改善等を図った中で、神楽苑自体が目的地となり得るような魅力ある施設、それからさらに地域の方に喜ばれる施設等々を目指していくというふうなことで説明をいただいているところでございます。

今申しましたとおり、民営化が平成 26 年度に行われているところでございまして、27 年度以降、民営化の大々的な年になってくる中で、少しでも民営化によってそういった魅力、またその民営化になった中での知恵といったものを最大限に発揮していただいて、施設の充実を図っていただきたいというふうに考えております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 書類の内容について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

**日程第 15 請願第 3 号 青少年健全育成基本法制定の為の請願書**

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、請願第 3 号「青少年健全育成基本法制定の為の請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

14 番議員、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 青少年健全育成基本法制定の為の請願書の推選議員といたしまして、説明をさせていただきます。

皆さんも御存じとは思いますが、昨今、LINE とかスマートフォンのゲーム系とか、そういったものを使って青少年が犯罪に巻き込まれる、そういった事例が多数発生いたしております。そういう中で、やはり私たち大人が子どもを守るための法律を抜本的な改革をして、やはり青少年を守るための法律制定を望んでいかなければならないということで、私たち大人が頑張っていかなければならないというふうに思っております。

阿蘇市の青少年健全育成市民会議でも、安部会長をはじめとして、公民館長さん、関係者たちが集まって、一生懸命これについて議論をされておりました。その中でやはり是非とも制定を国のほうにお願いをいたしたいということで、今回、正式に青少年健全育成市民会議のほうから請願書が出ております。

私たちが今危惧いたしておりますのは、一つはやはり事業者、携帯電話の事業者、このあたりの今、義務化がされておりますフィルタリング、これが設備当初は 50%台を維持しておりましたけれども、このフィルタリング率が今 20%台まで落ちております。子どもたちがいつでも有害情報に接し得る状況ということです。そういった個別的な事案を挙げますと切りがありませんけれども、こういったものをやはり法律で義務化ではなくて、やはり事業者が禁止をするという形で法制化をしていかなければならないんじゃないだろうかということです。

是非とも皆さま方の慎重審議をいただきまして、採択いただきますようお願いを申し上げます。紹介議員としての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、請願第 3 号の質疑は終了いたします。

ただ今議題となっております請願第 3 号については、所管の常任委員会に付託をいたします。

**日程第 16 請願第 4 号 「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書**

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、請願第 4 号「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2 番議員、竹原祐一君。

**○2 番（竹原祐一君）** まずはじめに、「平和安全法制の廃案を求める意見書」を国会に要請する請願書を、紹介議員として賛成討論を行います。

まず、皆さん御存じのとおり、今、日本全国各地でこの安全法制に対する反対、廃案を求める集会、そしてデモが行われております。先月、8月30日には国会を12万の群衆が取り巻くという状態も生まれました。まず、この安保法制、何が間違いなのか、そして何が危険なのか、それを御説明させていただきます。

安倍首相、一昨年（2014年）の7月1日、国会の中でたった13回の閣議、そして閣議決定、憲法違反といわれるあの集団的自衛権行使容認、対外的戦争を行う憲法9条にはそういうことは書かれていません。そして、安倍内閣、今度は海外で戦争を行えるように、安全保障法制を国会の中で提出を行いました。そして、7月、衆議院の中で強行採決が行われ、8月に参議院に移りました。そして、参議院の論議の中で77回審議中止、これは今まで考えられなかったことです。

まず、安倍内閣が行おうとしている安全保障、平和安全法制、これは基本的にもう論点から、今国会の中で論戦される中で、もう既にぼろぼろの状態です。私たちは今年、戦後70年といわれる大きな節目に立ち、過去のあの戦争に対し、間違った戦争である、その観点に立ち、それと同時に憲法9条、これを守るために今、参議院の中で論議をされています。平和安全法制、これに対し参議院の中で廃案を求める、そういう立場で請願を行います。そして、同時に私もその立場で請願の紹介議員として説明をさせていただきました。

どうか審議を、またこの安全法案を何としてでも参議院の中で廃案にするために御努力をお願い申し上げたいと思ひまして、賛成討論を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（藏原博敏君）** 竹原議員に申し上げますが、ただ今の説明は紹介議員としての説明ですので、賛成討論ではありませんので申し添えておきます。

これより質疑を行います、質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

**○4 番（谷崎利浩君）** 質問いたします。私は、賛成の立場というのと、その法制に対して、したほうがいいだろうという観点で質問しますが、まずFNNの世論調査で今国会成立は反対というのは16.4%ありますが、法案自体は必要かという世論調査には58%が必要であるという調査が出ております。9月7日の石垣市長のコメントとしては、安保関連法案については日本の平和と安全を確かにし、沖縄を含む日本全体の安全保障が強化されるものだというふう理解するというコメントも出ております。それで、大多数の方が反対されているわけじゃないと思ひまして質問いたします。

まず、この憲法の問題ですが、憲法の条文を素直に読むと、日本には憲法9条の前文を見ると、生存権自体が認められないように思えます、読んだときですね。その中身はもともと個別的自衛も集団的自衛権すらも認められておりません。その中で今までの展開があったわ

けですが、日本国憲法が成立するだけを見て、その生存権自体が認められていないという理由で、共産党自体も憲法制定に反対された歴史があります。そのことについては事実を知っておられるかということをお尋ねいたします。

2 番目としては、憲法制定には敗戦直後で、世界最強の軍隊といわれる米国が駐留しておりまして、これを考える必要はありませんでした。しかし、そのような中で今の憲法の中でも朝鮮戦争が始まったり、米ソ冷戦が始まる中で、憲法を解釈してその中の法律的自衛権、集団的自衛権は国内で認められているという前提のもとで、自衛隊などもつくってこられました。そういった憲法解釈の変更によって、今までの安保法制があったということを前提にして考えたときに、自衛隊と日米安保、60 年安保闘争とかもありましたが、このことについてこの出願者、日本の平和と安全を考える阿蘇の会の方々は、自衛隊と安保に対しては賛成されているのか反対されているのか、どう思われているのか、そのことについて質問します。

3 番目には、ここでは武力に対する威嚇はしないと憲法に書いてあるとありますが、そういった武力や自衛権など、防衛力をもたない中で他国が我が国に対して威嚇してきたり、領土問題の紛争解決を武力によって解決しようとしてきた場合、例えば尖閣のほうで船が体当たりされた事例とかありますが、そういったときに我が国が威嚇を受け、武力行使を受けたときに、どうやって防衛するのか、どのように考えておられるか、その3点について御質問します。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君、答弁されますか。

竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 答弁させていただきます。

一つの憲法の制定問題ということで日本が戦争で敗北しまして、その当時、マッカーサーが憲法制定という形で条文を出したんですけど、そのとき天皇が国の主権であるという立場を崩してなかったんですよ。それで日本共産党がそれに対して、基本的には国民が主権者であると、そういう立場でその憲法に対しては反対をして、その翌年、46 年に国会の中で当時の日本共産党が反対討論しています。そして、47 年に新たにまた憲法内容が出されまして、その当時初めて国の主権が国民であると、そういう形になったわけです。そして、その年、日本共産党がそれに対し賛成の立場をとりました。その後、この立場を崩さずに、あくまでも憲法9条を守るという立場でやってきました。

それと、個別的自衛権の考え方なんですけど、今まで自民党政権、これはあくまでも個別的自衛権、そういう立場でいました。そして、その中で自衛隊も警察予備隊が1954年には自衛隊を発足するような形になりました。そして、日本共産党自身はその自衛隊に対して反対はしていません。基本的に警察予備隊から変わる時点で、あくまでも防衛の立場ではなくて、災害とかそういう立場においては自衛隊は必要だと、そういうふう考えています。そして、この個別的自衛権というのは、歴代の自民党政権ではずっと考えてきたことです。そして、憲法学者も個別的自衛権という立場が今の憲法ではある程度合致されて、合憲という形になってきています。ところが、その中で集団的自衛権というのは、個別的自衛権とは基

本的に変わります。集団的自衛権というのはお互いの同盟国その一方が敵国から攻撃をされた場合、攻撃を受けた、例えば日本がその国に対し攻撃を行う。すなわち海外で戦争をする、そういう内容です。ですから、7月の衆議院の中で、与党からの憲法学者3人が呼ばれて、今の法制に対しての審議、これは基本的に憲法違反であると、3人ともがそういう発言をしています。それと同時に、今、弁護士、それから憲法学者、半数以上の方が今の法律は違反だと、違憲だと、憲法違反だと、そういうふうに発言をしています。

そして、3つ目の問題で、尖閣諸島で実際に中国が日本に対し、いろいろとややこしいことをやっていますが、今、中国の船が出てきていますが、この船というのは中国の軍隊じゃないんです。あくまでも日本の海上保安庁と一緒に状態の船だというんですよ。もし中国があれば軍艦が来たら、これは戦争になります。中国というのは、今世界の中で1、2位を争う経済大国です。同時に、日本も必要な相手です。アメリカも必要な相手です。ですから、今、中国とは戦争を起こす、そういうことは日本の経済、そして世界の経済も破たんすることになります。ですから、アメリカにおいても中国とは構えたくない。そういうことはアメリカの公文書の中で書かれていますので、以上3点、簡単ではございますが、一応説明をさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 内容が憲法論になりますので、この程度でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、ほかに質疑がないようですので、請願第4号の質疑は終わります。

ただ今議題となっております請願第4号につきましては、所管の常任委員会に付託いたします。御検討ください。

以上で、議案等の質疑が終わりました。

それぞれの常任委員会付託につきましては、議案第62号から議案第78号まで、認定第1号から認定第12号まで、及び請願2件を、お手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

なお、1時半から全員協議会を開きたいと思っておりますので、議員の皆さん、よろしく願いいたします。

お疲れでございました。

午後1時22分 散会